

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和5年2月6日(2023.2.6)

【公開番号】特開2022-87289(P2022-87289A)

【公開日】令和4年6月9日(2022.6.9)

【年通号数】公開公報(特許)2022-103

【出願番号】特願2022-66991(P2022-66991)

【国際特許分類】

C 1 2 C 12/00(2006.01)

C 1 2 C 5/02(2006.01)

C 1 2 G 3/021(2019.01)

C 1 2 G 3/06(2006.01)

A 2 3 L 2/00(2006.01)

A 2 3 L 2/38(2021.01)

A 2 3 L 2/56(2006.01)

C 1 2 C 11/00(2006.01)

10

【F I】

C 1 2 C 12/00

C 1 2 C 5/02

C 1 2 G 3/021

C 1 2 G 3/06

A 2 3 L 2/00 B

A 2 3 L 2/38 J

A 2 3 L 2/56

C 1 2 C 11/00

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月27日(2023.1.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原料中の麦原料の比率が50質量%以上であり、糖質含有量が1.0g/100ml未満であり、酢酸イソアミル濃度が2ppm以下である、ビールテイスト飲料。

【請求項2】

酢酸エチルを含有し、酢酸エチルに対する酢酸イソアミルの含有質量比が0.060以下である、請求項1に記載のビールテイスト飲料。

40

【請求項3】

麦原料が麦芽及び大麦を含み、麦芽と大麦との比率が20:80~100:0である、請求項1又は2に記載のビールテイスト飲料。

【請求項4】

アルコールチルヘイズが0.2以下である、請求項1~3のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項5】

アルコール濃度が3体積%以上である、請求項1~4のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

50

【請求項 6】

麦原料由来の食物繊維含有量が $0.1 \text{ g} / 100 \text{ ml}$ 以下である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 7】

前記アルコールチルヘイズが一次ろ過後、48 時間以内に測定された値である、請求項 4 に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 8】

原料中の麦原料の比率が 50 質量% 以上であり、糖質含有量が $1.0 \text{ g} / 100 \text{ ml}$ 未満、酢酸イソアミル濃度が 2 ppm 以下、一次ろ過後 48 時間以内に測定されるアルコールチルヘイズが 0.2 以下となるように調整する工程を含む、ビールテイスト飲料の製造方法。

10

20

30

40

50